

京都大学全学寄附研究部門の設置及び運営に関する要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(寄附金の受入れ)</p> <p>第10 全学寄附研究部門に係る経費の寄附は、当該全学寄附研究部門の存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに分割して受け入れることができる。</p> <p>2 前項の寄附は、京都大学寄附金事務取扱規程（平成16年達示第99号）に定める寄附金として受け入れるものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(寄附金の受入れ)</p> <p>第10 (同 左)</p> <p>2 前項の寄附は、京都大学寄附金取扱規程（平成16年達示第99号）に定める寄附金として受け入れるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成30年7月24日から実施する。</p>